

二宮町意見公募手続要綱

(目的)

第1条 この要綱は、二宮町町民参加活動推進条例（平成18年二宮町条例第3号。）第9条第1項に基づき、より多くの町民の意見が反映されるための措置を講ずるため、意見聴取の機会のうち意見公募手続に関し必要な事項を定めることにより、町民の行政参画の機会を確保するとともに、町民に対する説明責任を果たすことで、行政運営の透明性の向上を図り、町民との相互信頼に基づく町政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 意見公募手続 町の基本的かつ重要な計画や条例等の策定過程において、案の段階で広く公表し、町民等からその案に対する意見又は提案（以下「意見等」という。）を求め、提出された意見等に対する実施機関の考え方を明らかにするとともに、有益な意見等を考慮して実施機関としての意思決定を行う手続をいう。
- (2) 実施機関 町長、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (3) 町民等 町内に住所を有する者、町内に事業所を有する法人その他の団体、町内に勤務する者及び町内に在学する者をいう。

(対象)

第3条 実施機関は、町民生活又は事業活動に重大な影響を及ぼすと認められる次の各号のいずれかに掲げる場合に、意見公募手続を実施するものとする。

- (1) 町の基本的な方針及び政策を定める計画等の策定又は改定を行う場合
- (2) 町の基本方針を定める条例の制定又は改廃を行う場合
- (3) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める場合。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は意見公募手続を実施しないことができる。

- (1) 実施機関が緊急を要するもの又は軽微なもの
- (2) 実施機関に裁量の余地がないと認められるもの

- (3) 町税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料その他これらに類する料金の額又は料率に関するもの
- (4) 意見公募手続と同等の効果が得られると認められる他の方法により意見聴取を行うもの
- (5) 組織及び給与に関するものなど行政内部のみに適用されるもの
- (6) 意見公募手続が法令、条例若しくは規則又はこの要綱以外の要綱等により定められているもの
- (7) 委員会、審議会その他町の附属機関等が、この要綱に定める手続に準じた手続を行って施策等の決定を行うもの
- (8) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定に基づく直接請求により議会に付議するもの

(公表時期)

第4条 実施機関は、意見公募手続を実施しようとするときは、意思決定前の適切な時期に当該計画若しくは条例その他の制度の案又はこれらに対する答申、報告書等の案を公表しなければならない。この場合において、実施機関は、意見公募手続を実施することを事前に又は併せて周知しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定によりその案を公表するときは、町民等が理解しやすいよう、併せて次の各号に掲げる資料を公表することができる。

- (1) 案を作成した趣旨、目的及び背景
- (2) 立案した際の実施機関の考え方及び論点
- (3) その他参考となる資料

(公表方法)

第5条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 二宮町ホームページへの掲載
- (2) 次の場所での閲覧
 - ア 町政資料閲覧コーナー（役場2階）
 - イ 図書館
 - ウ ラヂアン
 - エ 町民サービスプラザ
 - オ 町民センター
 - カ その他実施機関が指定する場所

2 公表する場合は、意見等の提出先、提出方法、提出期限及び意見等の提出に必要な事項を提示するものとする。

(意見等の提出)

第6条 実施機関は、町民等が意見等を提出するための必要な期間として、公表した日から原則として30日以上を確保するものとする。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、この限りではない。

2 前項に規定する意見等の提出は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への持参
- (2) 郵便
- (3) 電子メール
- (4) ファクシミリ
- (5) その他実施機関が認める方法

3 意見等の提出をしようとする町民等は、住所、氏名又は団体名、電話番号を明示しなければならない。

(個人情報保護)

第7条 実施機関は、二宮町個人情報保護条例(平成21年二宮町条例第26号)に従って個人情報を適切に取り扱うものとする。

(提出された意見等の取扱)

第8条 実施機関は、提出された意見等を考慮して意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、意思決定を行ったときは、町民等から提出された意見等及び提出された意見等に対する考え方を公表しなければならない。

3 前項の公表の際に、意見提出者の氏名その他の個人情報を公表する予定であることを明示しているときは、その旨を公表するものとする。

4 公表は、二宮町ホームページへ掲載するほか、必要に応じ、実施機関が適当と認められる方法により行うものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、町民意見公募手続の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、施行の日以後に実施機関が策定する第3条第1項各号に定める計画及び条例等について適用し、施行の際既に立案過程にあるものについては、この要綱の規定は適用しない。ただし、実施機関において必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 31 年 1 月 4 日から施行する。